病歴要約提出症例記録

様式1-17-1

研修医氏名：日手　三郎

要約No．1

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄 |
| 要約No | 1 |
| 症例No | 5 |
| 施設No | 3 |
| 施設名称 | 亜細亜病院 |
| 初診年月日（西暦） | 2013年12月1日 |
| 手術年月日（西暦） | 2013年12月20日 |
| 年齢 | 55歳 |
| 性別 | 女性 |
| 患側 | 左 |
| 利き手 | 右 |
| 診断名 | 左橈骨遠位端骨折  術後経過観察期間は6ヶ月以上とする．  同一疾患が重複しないよう配慮すること．病歴要約の作成，診療記録，手術記録，画像資料等の提出において，患者氏名や医療機関内IDの塗りつぶしなど，個人情報保護に努めること． |
| 手術名 | 左橈骨遠位端骨折 |
| カリキュラムコード | 3-04-4 |
| 対応疾患名 | 橈骨遠位端骨折 |
| 申請者が追跡しえた期間 | 12ヶ月 |
| 転帰 | 軽快 |
| 指導専門医No | 1  指導医の署名5症例以上必要。 |
| 指導専門医氏名 | 田中　純 |

【記入上の注意】

* この病歴要約提出症例記録は10症例提出し，手術記録のコピーを添付すること．同一疾患が重複しないよう配慮すること．うち5症例以上は指導専門医のもとでおこなった手術であり，署名欄に，指導専門医の署名，捺印を必要とする．
* 申請者が術後経過観察を6ヶ月以上行った症例であること（最終経過観察時を明示するカルテのコピー，画像資料を添付すること）
* 病歴要約の作成，診療記録，手術記録，画像資料等の提出において，患者氏名や医療機関内IDの塗りつぶしなど，個人情報保護に努めること．医療機関名については資料に記載されている場合，塗りつぶさず残しておくこと．画像が貼付できない場合は，詳細な図を作成して貼付すること．
* 指導専門医Noは様式1-5指導専門医一覧表のNoを記載すること
* 不明な点がある場合，申請者あるいは指導専門医に具体的な問い合わせを行う場合があります．

指導専門医　署名欄

　　　　　この症例は，私の指導のもと診断，治療が行われたものであり，この病歴要約は，

診療録に基づき正確に作成されていることを点検，確認しました．

××××年　　　　9月　　　　30日



　　　　　署名　　田中　純

指導医の署名5症例以上必要。

**Ⅰ．診断**

1. 主訴

様式1-17-2

研修医氏名：日手　三郎

要約No．1

要約No．

左手関節痛

1. 現病歴

2013年12月自転車で転び、左前腕を受傷した。左手関節痛と左前腕部の変形を認め受診

1. 既往歴

糖尿病

1. 家族歴

特記すべきものなし

1. 初診時所見

左手関節及び左前腕部の変形を認めた。知覚障害や循環障害は認めなかった。

1. 主たる臨床検査結果とその解釈

採血や血圧では特記すべき異常を認めなかった。

1. X線像その他画像の解釈と診断結果

X線像及びCT像ではAO分類23C-1の橈骨遠位端骨折を認めた。

1. 上記から推定できる病態とその根拠

画像所見から左橈骨遠位端骨折と診断した。

**Ⅱ．治療**

様式1-17-3

研修医氏名：日手　三郎

要約No．1

要約No．

　1）治療計画とinformed consent

　橈骨遠位端部が骨折し、転位に生じている。まず、麻酔下に徒手整復を行い、安定性を評価する。安定していると評価した場合はギプス固定を行うが、不安定だと評価した場合は金属ピンで骨折部を固定する。金属ピンは骨癒合が得られた後に抜去する。

　インフォームドコンセントは、上記に加え挿入した金属ピンによりしびれ感や感染などが生じる可能性があることを伝える。

　2）実施した保存的治療

　未実施

　3）実施した手術的治療（手術記録のコピーを添付のこと）

　直径1.8mmのK鋼線を用いて、橈側・尺側の順に2本のpinningを行った。K鋼線は橈骨頸部まで挿入し、遠位断端は折り曲げて皮下に埋め閉創した。

　4）実施したリハビリテーション

　術後1週間はソフトシーネ固定、患肢拳上とし、局所の安静に努めた。

　術後1週間後より、手関節・前腕の自動可動域訓練を実施し、外出時などにリストサポーターを装着させた。

　5）治療経過と成績（最終経過観察時を明示するカルテのコピー，画像資料を添付のこと）

　仮骨の出現を確認した後、術後8週で抜釘を行った。軽い知覚障害を訴えていたが、抜釘後に知覚障害は消失した。術後6ヵ月の最終経過観察時に手関節の可動域は拳屈が30度に制限されていたが、手関節背屈、前腕回内回外には可動域制限は認めなかった。

様式1-17-4

研修氏名：日手　三郎

要約No．1

要約No．

**Ⅲ．考察**

1. 診断の根拠（鑑別すべき疾患と比較して理論立てて記載すること）

　X線像、CT像から橈骨遠位端骨折と判断した。

1. 治療内容（他に考えられる治療法についても言及すること）

掌側ロッキングプレートの選択もあった。

1. この症例から学んだこと、あるいは反省すべき点

　受傷後早期の手術であったことから、良好な固定性・整復位が得られたと考える。

　本例ではCT像で背側の薄い骨片を認めたが、固定の必要はないと考える。

**Ⅳ．画像など**

参考とすべき画像などを貼付のこと（必要に応じ説明を記載）

様式1-17-5

研修氏名：日手　三郎

要約No．1

要約No．